

日本バーチャルリアリティ学会 定款

(平成 16 年 9 月 9 日制定)
(平成 22 年 9 月 17 日改定)
(平成 30 年 3 月 30 日改定)
(平成 31 年 3 月 29 日改定)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本バーチャルリアリティ学会と称し、英文名では The Virtual Reality Society of Japan と表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都新宿区に置き、必要に応じ支部を置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、バーチャルリアリティに関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学術研究会及び研究発表会等によるバーチャルリアリティに関する学術研究事業
- (2) 学会誌、論文誌、ニューズレター、その他刊行物の発行（ネットワークや電子媒体による発行を含む）によるバーチャルリアリティに関する広報事業
- (3) バーチャルリアリティに関する調査研究及び教育事業
- (4) 国内外の関連学術諸団体との連絡及び連携
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 6 種とし、正会員、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的事業範囲において専門の学識又は相当の経験を有し、理事会が承認した個人
- (2) 学生会員 大学学部及び大学院課程又はこれに準ずる学校に在籍し、この法人の目的事業範囲に関する課程を履修している個人
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し推進する個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5) 購読会員 この法人の発行する定期刊行物の購読のみを行う個人又は団体
- (6) 名誉会員 この法人の目的事業範囲において、特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人

(入会)

第 7 条 正会員、学生会員、一般会員、賛助会員及び購読会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 一般会員の入会については、特に条件を定めない。

3 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

4 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。現に正会員である者が名誉会員となる場合、正会員としての身分を併せて継続することができる。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員、学生会員、一般会員、賛助会員及び購読会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

3 会員が資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散した時
- (3) 継続して 3 年以上会費を滞納した時
- (4) 除名された時

(退会)

第 10 条 会員は、未納の会費を完納した上、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する時は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反した時
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をした時
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出品品は、返還しない。

第 3 章 役員等

(役員の種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 人を会長とし、2 名以内を副会長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

3 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とし、再任した場合は、前期を含めて連続4年までとする。
 - 2 役員任期は、4月1日から起算する。
 - 3 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会における理事現任数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる時。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(特別顧問)

- 第19条 この法人に、特別顧問を置く。
 - 2 特別顧問は、理事会の推薦する者を会長が委嘱する。
 - 3 特別顧問は、必要に応じて大所高所から本会の事業の遂行について会長に助言する。
 - 4 特別顧問任期は1年とし、再任を妨げない。特別顧問任期について第16条第2項以降の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「特別顧問」と読み替えるものとする。

(評議員)

- 第20条 この法人に、評議員を置く。
 - 2 評議員は、理事会の推薦する者を会長が委嘱する。
 - 3 評議員は、評議員会を構成して会長の諮問に応じ、この法人の事業の遂行について会長に助言する。また必要がある場合には、自ら会長に助言する。
 - 4 評議員任期は1年とし、再任を妨げない。評議員任期について第16条第2項以降の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第4章 会議

(種別)

- 第21条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会の3種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第22条 総会は、正会員及び一般会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任、職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員及び一般会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第26条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長はその総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第27条 総会は、正会員及び一般会員の総数の5分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

(総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

- 第29条 各正会員及び一般会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び一般会員は、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及び一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員及び一般会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 正会員及び一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
(4) 議決の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

(評議員会)

第39条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、会長とする。
3 評議員会は、評議員の4分の1以上の出席がなければ開会することはできない。ただし、当該議事につき書面をもつ

てあらかじめ意志を表示した者及び他の評議員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

4 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 資産

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生ずる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をしようとするときは、その会計年度内で短期に償還または義務の履行ができる場合を除き、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員及び一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人と類似の目的を有する公益社団法人または特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の平成18年4月1日からの役員の半数の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、1年とする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日からその年の12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員 4,000円
学生会員 4,000円
一般会員 4,000円
 - (2) 年会費 正会員 10,000円
学生会員 4,000円
一般会員 10,000円
賛助会員一口 100,000円（1口以上）
 - (3) 任意団体「日本バーチャルリアリティ学会」の会員が入会する場合の入会金は、これを免除する。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
会長	原島 博
副会長	岸野文郎
副会長	佐藤 誠
理事	池井 寧
理事	岩田洋夫
理事	多田美恵子
理事	小山博史
理事	河口洋一郎
理事	川崎晴久
理事	佐藤隆夫
理事	澤田一哉
理事	下田 茂
理事	竹田 仰
理事	武田博直
理事	竹村治雄
理事	仁科エミ
理事	廣瀬通孝
理事	藤生 宏
理事	美濃導彦
理事	横井茂樹
監事	館 暉
監事	中津良平

附則

- 1 この法人の購読会員の会費は、次に掲げる額とする。

年会費	購読会員	25,000円
-----	------	---------

附則

- 1 この定款は、平成22年9月17日から施行する。
- 1 この定款は、平成30年3月30日から施行する。
- 1 この定款は、平成31年3月29日から施行する。